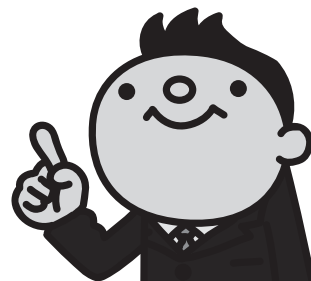


ひやま地方税合同公売会 (オークション)を開催しました



これまで、北海道檜山振興局と檜山管内の各町は、検索により道税・町税の滞納者から差押えた財産を「インターネット公売」へ出品してきました。

今回は国民の3大義務の1つである「納税の義務」を1人でも多くの方に身近に感じていただく機会として、平成25年5月3日(金)、江差町役場を会場に檜山管内では初となる「現地公売」を開催しました。

公売会では115名が来場し「入札」と「せり売り」を行い、出品した87点のうち46点が落札されました。

そのなかで、せたな町については、出品した21点(入札12点、せり売り9点)のうち13点が落札され、落札代金は計9,200円となり、滞納税へ充てられました。

今後も北海道檜山振興局及び管内各町が一丸となって、納期内納税の喚起並びに健全納税者との公平性を保つため、滞納処分の一層の強化を図ります。



お問い合わせ先

檜山振興局税務課
0139-52-6473

せたな町役場税務課
0137-84-5111

地域包括支援センターの相談窓口が変わりました

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れたまちで安心して暮らしていけるよう、介護・福祉・保健・医療など、さまざまな面で支援を行うための総合相談機関です。

総合相談・支援 さまざまな相談に応じます

介護保険や福祉サービスの相談受付、認知症の介護や予防支援などご本人、ご家族のほか地域の皆様もお気軽にご相談ください。

権利擁護 高齢者の権利を守ります

成年後見制度の活用や消費者被害、高齢者虐待などの相談など

介護予防・支援 自立した生活を支援します

要支援に認定された方、体力に自信のない方の介護予防計画を作成など介護予防のための各種教室を開催など

包括的・継続的ケアマネジメント 適切なサービス提供を支援します

ケアマネジャーへの支援や医療機関・行政機関と連携など

職員体制の変更で 相談窓口が変わりました

北檜山区 瀬棚区	健康センター内 0137-84-5699 (直通)
大成区	大成総合支所内 01398-4-5511 (代表)

お気軽にご相談ください
左の内容に限らず、地域包括支援センターでは、常時ご相談を受け付けておりますので、ご利用ください。

犬・猫を飼う方は、ルールとマナーを必ず守り、他人へ迷惑を掛けないようにしましょう。

犬を散歩させるときは、フンを処理する袋を持参し、必ず持ち帰りましょう。

犬の放し飼いは絶対にやめましょう。

野良猫を増やさないためにも、猫は室内で飼いましょう。

野良猫への餌付けは絶対にやめましょう。



犬・猫の飼い主は
責任を持って飼いましょう！

問い合わせ先

町民児童課環境衛生係	0137-84-5111
瀬棚総合支所	
地域町民課環境生活係	0137-87-3311
大成総合支所	
地域町民課環境生活係	01398-4-5511



ゴミの野外焼却（野焼き）
不法投棄は法律違反です

家庭や事業所から出たゴミを屋外で焼却することは法律で禁じられております。屋外焼却は、煙・悪臭などで近隣への迷惑となり、ダイオキシンなどの有害物質を発生させるため、絶対にやめましょう。

また、公共の河川や道路はもとより、山林や田畑などへゴミ（廃棄物）や家電製品を捨てたり放置することも法律で禁じられております。※私有地でもごみの放置は法律で禁じられております。

法律に違反した場合は、

「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金」
に処されます。

ゴミは、指定のゴミ袋に入れて処分してください。また、北部桧山衛生センター組合へ直接搬入する方は、荷台からゴミが飛散ないようにロープ・シート等で固定し、落下しないことを確認してください。

法テラス
八雲通信

No.11

「判決書が届いたら」

法テラス 八雲法律事務所
弁護士 森田了導

以前、裁判所から「訴状」が届いた場合に、なるべく早く弁護士等の相談を受けることが大事であると紹介させて頂いたことがあります。

では、何らかの理由で「訴状」を放置してしまい、裁判所から「判決書」が郵送されてきてしまったら、まず、判決書が送達されて2週間以内で、その判決が第一審裁判所で出されたものであれば「控訴」して、判決の内容を争う余地があるかもしれません。

また、判決書の送達を受けてから「控訴」することなく2週間を過ぎてしまった場合には、判決は確定してしまい、例外的な場合を除いて争うことができません。そして、金銭の支払いを求める訴訟であれば、原告は給与等を差し押さえるなどの方法により、強制的に権利を実現することができようになります。このような状態に

なつてしまった場合、新たな時効の成立、破産等の判決後に生じた事情により対応することを考えなければなりません。

訴状に対して何の対応もせずそのままにしていた場合、裁判所からはしばらくすると判決書が届き、やがて何の連絡も来なくなり、黙ってやり過ごせば大丈夫だと勘違いしてしまうこともありますが、実際に不利益を受けるのは、判決が出てからなのです。

当事務所では、すでに判決書を受け取ったという方からのご相談も承っております。ご相談を希望される方は、「法テラス八雲法律事務所 050・3383・8366」までお気軽に相談予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所 050・33383・5563」でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。